

◎決算特別委員長（大 類 好 彦 委員）

皆さん、おはようございます。出席委員も定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

この際、市民税務課長より発言の申し出がありますので、これを許します。市民税務課長。

◎市民税務課長（菅 原 幸 雄 君）

貴重な時間をいただき、大変申し訳ございません。昨日の小関英子委員の総括質疑に対する私の答弁において、銀山線民営化の時期を「平成21年度」と申し上げましたが、正しくは「平成20年12月1日」でありましたので、訂正させていただきたく、委員長の許可をお願い申し上げます。以上です。

◎決算特別委員長（大 類 好 彦 委員）

ただ今の市民税務課長からの発言の訂正の申し出については、委員長において許可いたします。

本日の会議は、審査日程第5号によって進めます。

昨日に引き続き、令和2年度決算議案7案件に対する総括質疑を行います。会派に属さない議員の質疑を許します。まず鈴木清委員の質疑を許します。鈴木清委員。

◎鈴木 清 委員

あらためておはようございます。今回私の質疑は8項目あるので、どんどん進めたいと思います。

最初に決算書の130ページ、131ページ、4款1項3目12節です。食品放射能測定モニター点検及び設置業務委託料22万円とありますが、山菜、きのこなどの測定の実績と課題は何かをお願いしたいと思います。

◎決算特別委員長（大 類 好 彦 委員）

環境エネルギー課長。

◎環境エネルギー課長（本 間 孝 一 君）

放射能測定器の関係についてのご質問であります。放射性物質検査につきましては、令和元年11月より、自家消費野菜、山菜、きのこなどを対象に測定を開始しております。開始年度の令和元年は3件、2名の方、令和2年度は7件、4名の方より、そして今年度であります。8月末現在で3件、2名の方の依頼があり、測定を実施しております。いずれも放射性物質は検出されていないところでございます。

検査物につきまして、主な検査物につきましては、ニンジン、食用菊、ワラビ、コゴミ、フキノトウ、アケビ、などとなっております。以上です。

◎決算特別委員長（大 類 好 彦 委員）

鈴木委員。

◎鈴木 清 委員

測定するというのは、大変時間もかかるんですけれ

参加、市民の皆様の声とか要望とかないでしょうか。

◎決算特別委員長（大 類 好 彦 委員）

環境エネルギー課長。

◎環境エネルギー課長（本 間 孝 一 君）

市民の方からは特に、ものを持ってきていただいて、それを測定するということで、要望等は特にありません。

◎決算特別委員長（大 類 好 彦 委員）

鈴木委員。

◎鈴木 清 委員

私の知る範囲では、やはり出てくるのが、どうしてコシアブラが測定できないんだということです。市報を見ますと、4月1日号で、自生コシアブラ採取自粛のお願いと書いてあるので、当然分かるはずなんですけれども、市民が来た時に、やはりもう一度説明していただきたいなと思いますので、お願いしたいと思います。

それからですね、1年以上測定してきまして、この結果を市民に伝えるという方法、例えば市報で、問題はありませんでしたでもいいですし、伝える必要があると思うんですが、いかがでしょうか。

◎決算特別委員長（大 類 好 彦 委員）

環境エネルギー課長。

◎環境エネルギー課長（本 間 孝 一 君）

測定結果に関しましては、申請のあった方へ通知するというので、当初定めておりますので、そのような形で、今はお知らせしているところです。

◎決算特別委員長（大 類 好 彦 委員）

鈴木委員。

◎鈴木 清 委員

それでもそういう方法もありますけれども、例えば加美町のを参考にするならば、加美町の場合は、食の安全と不安の解消のためにということで、結果を知らせているところです。大きい数字が出なければ、そういう方法もあるのではないかと考えますので、ご検討願いたいと思います。結論として、セシウム137の半減期は30年ということで、10年経ちましたが、あと20年、我慢強く測定しなければいけないと思いますので、どうかよろしく願いいたします。

次に、以下全て実績報告書になります。32ページ、3款2項2目2節、児童手当給付事業についてです。受給者について調べてみますと、平成30年1,565名、令和元年1,058名、令和2年775名と、年々減少して半数となっておりますが、何が原因でこういうふうに半数になるのか教えていただきたいと思います。

◎決算特別委員長（大 類 好 彦 委員）
福祉課長。

◎福祉課長（吉 野 真 広 君）

お答えいたします。今回の実績報告については、支給対象児童数から受給者、いわゆる受給している親の数字を記載いたしました。一昨年度から昨年度の支給対象者の子どもの数は横ばいであります。今回の実績に照らし合わせますと、平成30年度は857名、令和元年度は819名になります。

仰せのとおり、年々受給者が減少しております。支給要件の変更はありませんので、やはり少子化の影響が考えられますが、昨年度は多少なりともコロナも影響していると考えております。以上です。

◎決算特別委員長（大 類 好 彦 委員）
鈴木委員。

◎鈴 木 清 委員

ありがとうございます。私の勘違いで、どんどん減って、なくなってしまうのではないかと思いますけれども、必要なところに必要な児童手当が行き渡るということで理解したいと思います。それで価格の差があるということも気付きました、保育園、幼稚園児は1万5,000円ですけれども、小学校、中学校1万円ということで、差がありますけれども、これはやはり保育、幼児の段階でお金が必要だということの差額なんではないでしょうか。

◎決算特別委員長（大 類 好 彦 委員）
福祉課長。

◎福祉課長（吉 野 真 広 君）

この点につきましては、法で定められた数字を、そのまま児童手当ということで支給しておりますので、そのように理解しております。以上です。

◎決算特別委員長（大 類 好 彦 委員）
鈴木委員。

◎鈴 木 清 委員

差額に関しては、どうこう言う筋合いではありませんけれども、特別給付が5,000円とありまして、特別給付とは何だろうかと考えたところ、所得制限、所得が高い人は半分になるという考え方の理解でよろしいでしょうか。

◎決算特別委員長（大 類 好 彦 委員）
福祉課長。

◎福祉課長（吉 野 真 広 君）

児童手当はまさに福祉の制度でありますので、相互扶助の観点から、そのような考えでよろしいかと思います。以上です。

◎決算特別委員長（大 類 好 彦 委員）
鈴木委員。

◎鈴 木 清 委員

まとめますと、児童手当というのは、平成24年から、子ども手当から名前が変わりまして、目的も変わっていると。具体的に難しいので端折りますけれども、ようは社会全体で子育てを応援する、そのために児童手当が必要だというふうなことでありますので、少子化の心配しながら、また行き渡るようによろしく願います。

次にまいります。実績報告書の34ページ、3款2項4目20節、放課後児童クラブ支援事業についてです。昨日、星川議員の質問にもありましたので、だぶらないところを質問させていただきたいと思います。

事業費が昨年の1.7倍に増えております。コロナ禍でのご苦労が大変あると思いますが、現状と課題は何か。待機児童は今いらっしゃるのかどうかお尋ねしたいと思います。

◎決算特別委員長（大 類 好 彦 委員）
福祉課長。

◎福祉課長（吉 野 真 広 君）

鈴木委員にお答え申し上げます。尾花沢第1、福原、玉野の支援員が1名ずつ増員したことによる委託料の増加、これは655万5,000円ですか、や尾花沢第4放課後児童クラブの開設、780万円ほどですけれども、そのほか、新型コロナウイルス感染症の感染拡大対策の事業で、春先の学校休校時の開所時間の延長分、コロナ対応従事者慰労金、感染症防止対策のマスクとか消毒液、その他もろもろなどが、令和元年度より支出が1.7倍に増加になった原因と考えております。

続きまして、現状と課題につきましては、現状として、現在待機児童はおりません。しかしながら、入所後、親の仕事が休みなどで、放課後児童クラブへ預けなくてもいい日があっても、家に帰っても遊ぶ友達が周りにいないなど、結局利用しなければならないという、家でみてもいいのに利用しているという場合もあるようです。現状は以上です。

課題といたしましては、コロナ禍で放課後児童クラブ支援事業の支援員キャリアアップ、昨日も説明しましたが、支援員のキャリアアップ処遇改善で、給与を上乗せしても、なり手の不足や、いくら放課後児童クラブ側がコロナ対策を万全としても、利用者のちょっとした油断により感染する場合、村山管内でも認定こども園とかで、クラスターとかなっておりますけれども、無症状の方がもしも現れた場合のその対策

等が、ちょっと今後の課題かなというふうに思っております。以上です。

◎決算特別委員長（大 類 好 彦 委員）

鈴木委員。

◎鈴 木 清 委員

増額、事業費が増えた理由ということでも少しありましたけれども、この令和2年に尾花沢第4放課後児童クラブが新設されて、6年生まで増えてきたというのもあったり、それからコロナで対処時間が、今言っていたいただいた、一斉休校なのに対処時間がぐんと増えたというふうなこと。それからそのために従事者の慰労金などが増えたということがあるなどと思って聞かせていただきました。あと待機児童がないということで、すばらしい取り組みになっていると思います。

今仰っていただいたように、支援員の確保が課題であると。処遇改善が必要だということがやはり課題になっていると思います。また今現在のコロナ禍で、クラスターが発生しているという、都会のほうで出てきているので、やはり支援員のワクチン接種を急ぐべきかなと思いますが、いかがでしょうか。

◎決算特別委員長（大 類 好 彦 委員）

福祉課長。

◎福祉課長（吉 野 真 広 君）

こちらについてはですね、尾花沢に従事している方については、ワクチン接種のほうは優先的に摂取いただいておりますので、対応は済んでいるのかなというふうに思っております。以上です。

◎決算特別委員長（大 類 好 彦 委員）

鈴木委員。

◎鈴 木 清 委員

対応が済んでいるということで安心しました。安心安全の放課後児童クラブをよろしく願いいたします。

次の質問にまいります。実績報告書の36ページです。子育て支援医療給付事業、それからもう1つ、ひとり親家庭等医療給付事業、3款2項1目4節と5節になります。2つ合わせて質問ですけれども、最初の子育て支援医療給付事業のほうは、15%減っておりまして、ひとり親のほうは38%減と、医療費がぐんと減っているんですけれども、コロナ禍での受診控えと考えていいのかどうか、分析をちょっと知りたいと思うので、お願いしたいと思います。

◎決算特別委員長（大 類 好 彦 委員）

健康増進課長。

◎健康増進課長（永 沢 八重子 君）

お答えいたします。子育て医療給付費と、ひとり親

家庭等医療給付費の減少の要因であります。1つは対象者数の減少が挙げられます。子育て医療につきましては、令和元年度から89名の減少、ひとり親家庭等の医療給付の対象者につきましては15名減少しております。

大きな要因としましては、やはりコロナ禍による影響が大きいと考えております。厚生労働省によります令和2年度の概算医療費の速報値によりますと、医療費の減り幅が過去最大となっております、全国的に減少しております。当市におきましても、国保や後期高齢者の医療費も減少している状況にありまして、コロナ禍による受診控えであったり、また新型コロナに対する感染防止対策によりまして、風邪やインフルエンザなどの疾患が少なかったということも大きな要因と考えております。

◎決算特別委員長（大 類 好 彦 委員）

鈴木委員。

◎鈴 木 清 委員

ありがとうございます。医療費は過去最大になったけれども、医療控えもあるし、インフルエンザが少なくなったということもあるということをお聞きしました。私の子どもでちょっと恐縮ですけれども、アトピーなので必ず行かなければならないという。薬を塗ったり飲んだりするのは、そういう行かなければならない医療もあるけれども、コロナ禍で事情が激変しているというような実態だと思います。分析をお聞きして納得しましたので、次の質問にいきたいと思います。実績報告書の75ページです。10款1項1目20節、教育相談専門員設置事業についてです。昨年と比べて相談件数が、保育園、幼稚園で3.5倍、中学校が2.7倍となっていますが、どのような相談が多くなっているか説明をお願いします。

◎決算特別委員長（大 類 好 彦 委員）

教育指導室長。

◎教育指導室長（高 橋 和 哉 君）

私のほうから、教育相談専門員の相談内容についてご説明申し上げます。

保育園、幼稚園の子どもについては、ほとんどが小学校の就学に関わる相談となっております。巡回相談で情報収集し、就学に関わって相談の必要な園児について実態把握をしたり、保護者と個別の面談をしたりしながら、丁寧に対応してきたことによる増加であると捉えております。また中学校については、スマイルホームでの学習支援の件数が大変増えております。複数名の生徒が定期的に長期間利用したことなどがその

要因です。スマイルホームでの学習の経験を経て、学校への復帰を果たす子どもも増えております。以上です。

◎決算特別委員長（大 類 好 彦 委員）

鈴木委員。

◎鈴 木 清 委員

いろいろな事情があると思いますので、詳しく質問はできかねないと思いますが、全体で見ますと、339件ということで、去年よりも2.6倍に増えています。これを教育相談専門員1名で足りているかどうか、お尋ねしたいと思います。

◎決算特別委員長（大 類 好 彦 委員）

教育指導室長。

◎教育指導室長（高 橋 和 哉 君）

確かにそのとおりであります。教育相談専門員に加えまして、教育委員会の中に不登校対策支援員が配置されておりますので、そちらの力も借りながら対応しているところではあります。

◎決算特別委員長（大 類 好 彦 委員）

鈴木委員。

◎鈴 木 清 委員

今後コロナ禍で、ますます相談が増えてくると思いますので、また親身な相談をお願いしたいと思います。子どもたち、保護者は、コロナ禍で今大変な時代に突入しているんだなというふうに感じております。教育相談よろしく願いいたします。

次の質問にまいります。同じく実績報告書80ページ、81ページであります。10款2項2目14節、小学校扶助費、続けて10款3項2目8節、中学校扶助費、いわゆる就学援助制度についてのお尋ねをしたいと思います。生活保護事業は31%増えておりますが、就学援助については減っております。理由は修学旅行が中止などで減っているというのを数字で見ると分かるんですが、就学援助制度を利用する方がもっと現状に合わせて増えるようにするためには、やはり周知など工夫する必要と考えますが、いかがでしょうか。

◎決算特別委員長（大 類 好 彦 委員）

教育指導室長。

◎教育指導室長（高 橋 和 哉 君）

就学援助の周知方法につきましては、現状、ウェブサイト、広報誌、就学案内等で周知を図っております。さらに就学時検診の折、それから入学説明会、小中学校の入学時、そして進級時には書類を配付しながら随時紹介しているところであります。

ご指摘のとおり、修学旅行の中止や内容の見直しに

よって、援助費自体については、昨年減となっておりますけれども、就学援助を受ける子どもたちの人数や割合については、増加しているのが現実であります。

◎決算特別委員長（大 類 好 彦 委員）

鈴木委員。

◎鈴 木 清 委員

人数、割合が増えているということで、就学援助制度がいつも6%か7%台でしたけれども、少しずつ伸びているというふうなことで、今説明ありました。子どもの貧困という割合でいきますと、全国的に15%で、就学援助がそれに追いつかない。半分ぐらいの状態になっているということで、できるだけいろんなことで周知していただいて、利用して、制度を活用していただきたいと思います。

それで私1つ思うのは、保育園の時代に年長さんの保護者に伝えるとか、そういう方法もあるのではないかと考えますがいかがでしょうか。

◎決算特別委員長（大 類 好 彦 委員）

教育指導室長。

◎教育指導室長（高 橋 和 哉 君）

先ほどの説明にも申し上げましたが、就学時健診の折に、小学校入学する保護者の方々にも、この制度については周知させていただいております。

◎決算特別委員長（大 類 好 彦 委員）

鈴木委員。

◎鈴 木 清 委員

就学時健診でしていらっしゃるということで、失礼いたしました。さらなる周知に努めていただきたいと思います。

次の質問にまいります。実績報告書の123ページであります。図書館の利用状況についてです。コロナ禍の中で休館している日数もありましたが、貸出総冊数が前年比で32%減で、5万2,000冊となりました。図書館の貸出冊数が10万冊を超えた時代から考えますと、半減しているような状況です。コロナ禍で仕方ないということもありますが、どのように現状を確認、認識し、課題と考えているか。お願いしたいと思います。

◎決算特別委員長（大 類 好 彦 委員）

社会教育課長。

◎社会教育課長（鈴 木 敏 君）

貸出冊数の減少の主な理由でございますけれども、今議員が仰るように、基本的にはコロナの影響が一番大きいと考えておりますけれども、ほかの要因として考えられますのが、まず今現在、人の手を介することなくできるような電子書籍と言いますか、そういった

ものの発展、あとインターネットの普及などによりまして、資料など簡単に検索できる。これまで図書館の資料館的な役割が薄れてきているなど。あと、東根市、村山市、大石田町、北村山管内の図書館が新しくリニューアルされ、カフェ等複合的に楽しめる施設が出てきたということも要因にあるのかなというふうに考えております。以上です。

◎決算特別委員長（大 類 好 彦 委員）

鈴木委員。

◎鈴 木 清 委員

今電子書籍のことは言われて、そのとおりだなと思ったんですけども、人の手を得ないでできるというのは、尾花沢の図書館のモデルとなったのが浦安市立中央図書館ということで、できた時には、1人平均10冊以上借りて、日本一の図書館ということで、尾花沢市民図書館はそういうふうに、大人用と子ども用に分けて、それから視聴覚と分けて、ヤングアダルトも増えてきてって、こう進化の過程が、浦安図書館を学ぶと一番いいなと思って自分でいます。浦安図書館のホームページ見ますと、電子書籍が1万5,000冊もやっていると。そういう最先端のことをやっておりますけれども、そこまでいなくても、この減ってしまった貸出冊数を増やしていくにはどうしたらいいかということ、皆さんで英知を集めてしなきゃいけないなと考えております。浦安図書館がリニューアルオープンしまして、前見た時よりも相当違うものになっているので、ぜひ見ていただきたいのと、あとは恵庭図書館、私たち見てきたんですけども、ボランティアの人を活用して、工夫していくという方法があります。司書の皆さんだけでなく、市民の力を借りてやるという方法があるので、私なんかは微力ですけど、何かしたいなと思っていて、何もできないでいますけれども、そういった市民の力を借りてやる方法があるのではないかなと考えております。

レファレンスに関しては2.2倍になって、528件も増えておりまして、貸出総冊数が減ったことばかり考えないで、こういう進歩の部分もやっぱり考えていかないといけないと思いますので、市民の力を借りてぜひ貸出冊数を増やしていただいて、魅力ある図書館にしていきたいと思います。

次、最後の質問になります。実績報告書の123ページです。芭蕉、清風歴史資料館です。昨日、修一議員の中点、読点という問題も出ましたが、それ以外の部分で質問させていただきます。コロナ禍で開館日数が4日少なくなりまして、1日平均入館者数が、

昨年1日18人から7人となってしまいました。魅力ある、大変魅力ある資料館なので、現状をどう認識し課題と考えているか教えていただきたいと思います。

◎決算特別委員長（大 類 好 彦 委員）

社会教育課長。

◎社会教育課長（鈴 木 敏 君）

昨年、芭蕉、清風歴史資料館は、新型コロナウイルスの感染症の拡大の影響によりまして、4月8日から5月17日まで臨時閉館したところでございます。またあの例年、県外からおいでになる方が多く見られるところでございますけれども、通常どおり再開したあとにつきましても、首都圏等に出されました緊急事態宣言の影響を大きく受けまして、入館者数が伸び悩んだものと思われまして。現在も緊急事態宣言等による影響もありまして、4月から8月まで5ヵ月間の入館者数は1,077名ということで、1日平均8名という形になっております。このような状況でございますけれども、今年度につきましては、恒例の芭蕉来訪展をはじめ、特別展3回、企画展2回を計画しておりまして、7月22日から8月10日までは上の畑焼復興40年のあゆみにつきましては、期間中357名ということで、多くの方にご来館いただいたところでございます。またあの特別展、これからは鈴木清風没後300年ということで、9月16日から予定しております。皆さんから、いろいろと足を運んでいただけますよう、鋭意準備のほうを進めているところでございます。以上です。

◎決算特別委員長（大 類 好 彦 委員）

鈴木委員。

◎鈴 木 清 委員

大変魅力的な企画が目白押しだと思って、私は今年はワクワクしております。それであと、鈴木清風さんの没後300年というものがあるので、それも大変期待しております。ちょっと参考に、芭蕉と清風という、この本を見させていただきまして、没後300年の前に、没後150年をやっていたらいいな。それは幕末の安政3年、清風150回忌法円ということで、清風の六代目の孫、豊太さんがやっておりました。それで何やったかと言うと、法事なので仏事をやって、あと俳筵ということで、歌仙を開いていると。それから念通寺さんで、清風の遺品、古書などを展覧会をやっていると。この3つをやっている、何か参考になるかなと思って、間違いなくやれるのは俳筵ということで、歌仙を開いたり、俳句を募集したりするのは共通だなと思っているところです。誰が来たのかなというふうに調べますと、仙台から来ている人、山寺から

来ている人、代官所の役員が来ているとか、いろんな方が幕末に来ているというのがびっくりしまして、やはり俳句の熱とか、芭蕉の場合は俳聖と言われてまして、清風さんは聖と言われて、俳句に残っております。聖というのは、俳聖の聖ですね。そういうふうに東北全体から集まってくるものの、すばらしい人の魅力がいっぱい詰まっているので、ぜひあの、どんどん講演とか講座とか開いていただいて、その清風さんの値打ちを、芭蕉さんとともに発揮していただいて、入場者数を増やしていただきたいと思いますので、どうかよろしくお願いいたしますと思います。私の総括質疑は以上で終わります。

◎決算特別委員長（大 類 好 彦 委員）

以上で、鈴木清委員の質疑を打ち切ります。

次に、和田哲委員の質疑を許します。和田哲委員。

◎和 田 哲 委員

引き続きよろしくお願いいたします。まず初めに、私は決算書のほうから質疑させていただきたいと思います。ページ数ですけれども88ページ、89ページになります。総務費、2款1項10目、路線バス運行費のうち、10節、需要費であります。まずですね、予算と決算の比較についてということでお尋ねしたいと思いますが、令和2年度のこの事業費の予算は、163万4,000円でスタートしております。最終的な支出済額でありますけれども、257万5,000円と、この背景について、ご説明をお願いします。

◎決算特別委員長（大 類 好 彦 委員）

市民税務課長。

◎市民税務課長（菅 原 幸 雄 君）

お答えいたします。令和2年度の修繕費ということで、バスの修繕費があります。市野々線のヒーター修繕に66万880円、鶴子線の自動ドア修繕に41万4,480円、予備車のマフラー修繕に28万8,794円など、年度後半にかけて高額なバスの修繕が必要になったんだということです。

◎決算特別委員長（大 類 好 彦 委員）

和田委員。

◎和 田 哲 委員

この路線バスの修繕費に関しては、やはり毎年修繕、思わぬ故障であったりというものが発生していて、その都度補正で組んだりですね、100万円ぐらいの補正を組んだりして、修繕を重ねてきてるわけでありまして、令和2年度に関しては、市野々のヒーター、鶴子路線、マフラーも28万円と、やはりこう思わぬ、マフラーに関しては非常に腐食も進むと。思わぬ修繕

が嵩んで、こういった結果になったということで、背景については承知いたしました。需要費の中で、当初その予定していた予算に対して思わぬ支出が発生した。しかし48万円を他項目で流用している。実際その修繕をしなくちゃいけなかった。そういった部分に関して、影響はなかったんでしょうか。48万円の流用ということは。よろしくお願いいたします。

◎決算特別委員長（大 類 好 彦 委員）

市民税務課長。

◎市民税務課長（菅 原 幸 雄 君）

最終的にその影響という点では、影響なかったと考えております。

◎決算特別委員長（大 類 好 彦 委員）

和田委員。

◎和 田 哲 委員

私の理解については大変申し訳ないんですけれども、元々160万円でスタートして、足りなくなったということで、補正ですか、163万円ですけれども、実際250万円の費用がかかったと。しかし40万円を流用したということでもありますけれども、本当にあの修繕しなくちゃいけないものが、全て修繕できたのかなと不安に思ったんですが、これに関してあればよろしくお願いいたします。

◎決算特別委員長（大 類 好 彦 委員）

市民税務課長。

◎市民税務課長（菅 原 幸 雄 君）

今回の質問の意図でありますけれども、他目から流用したりというような、その流れの点かなと思います。そこでちょっと時系列を追って説明させていただきまして、それについては、区長さんの会費とか活動の傷害保険の支払いのために流用を行った経過があります。これについては、地方公務員法及び地方自治法の改正によりまして、今まで特別職、非常勤職員として任用されていた地区の区長さん、交通指導員の方ですけれども、私人ということで、有償ボランティアとしての立場で整理されておりました。今まで財政課においては、一括で契約していた、市民総合賠償補償保険の範囲から外れるような見込みだということで、当初予算編成の際に、保険会社から示された保険料、2,000円というふうなことで、予算化しておいたところでもありますけれども、3月に入って保険会社から提示されたものが7,300円だということで、4月当初から確実に保険をかける必要がありましたので、まずそこに流用を行ったところでもあります。流用を行ったの

が、当初50万円ほどを流用しまして、最も低い予算として、財政当局と相談しながら、この修繕費からその諸費のほうに流用させていただいた経過があります。その後、今申し上げたように、後半に大きな修繕が連続して起きてしまったというようなことがありまして、同目内の事業の業務委託料などから流用して、路線バスを修繕したと。最終的には流用元も流用先ともに事業実施の妨げになる影響はなかったなと考えています。以上です。

◎決算特別委員長（大 類 好 彦 委員）
和田委員。

◎和 田 哲 委員

丁寧な説明ありがとうございます。あとは時系列、ちょっと私も流れがですね、こう確かにいつ流用されたのかなということも少々お聞きしたいと思っておりまして、丁寧に説明いただきまして、ありがとうございます。やはりこの路線バスですけれども、やっぱりこの老朽化に伴うこういった修繕費という支出が、大きくなってきているのかなと思われます。昨日でもですね、議会終わったあと、高校生が乗る大石田尾花沢線がですね、ちょうどバス来たんですけども、やはりこうマフラーが腐食しているんですね、見ると。やはりこう、小さいところですけども、そういった腐食が目立って、それが積み重なっていくと、こういった予算が必要になってくるということありますけれども、今公共再編成ということで、バスなのか、デマンドなのか、あり方に関しては、検討されているところでもありますけれども、今後もこのバス、当面の間は車両の維持をしていかなければいけないと。しかし反面、こういった老朽化が進んで、こういった実情であるということに関して、今後のこういったバスの維持の考え方等について、どのように考えていらっしゃるかとよろしくお願いいたします。

◎決算特別委員長（大 類 好 彦 委員）
市民税務課長。

◎市民税務課長（菅 原 幸 雄 君）

委員仰せのとおり、今公共交通の再編というふうなことも含めて、バスをどうするかということも大きな課題ではあります。ただすぐにそれを切り替えるということは、なかなか難しいことでありまして、であれば今あるそのバスを、できるだけ長く効率よく、市として今後も修繕をしながら維持を考えております。以上です。

◎決算特別委員長（大 類 好 彦 委員）
和田委員。

◎和 田 哲 委員

お願いしたいと思います。それでは次の質疑に移ります。同じく決算書の98ページ、99ページであります。2款1項5目、総務諸費のうちの14節、工事請負費でありますけれども、防犯カメラ設置工事の実績について、ご説明よろしくをお願いします。

◎決算特別委員長（大 類 好 彦 委員）
市民税務課長。

◎市民税務課長（菅 原 幸 雄 君）

お答えいたします。防犯カメラ設置工事の詳細というふうなことであります。防犯カメラの設置につきましては、犯罪の抑止、犯人逮捕に大きく役立っておりまして、令和2年度も防犯のために、各地区1ヵ所ずつ、5ヵ所に設置しております。設置場所については、通学道路や市内からの車がよく通る道路を選びまして、尾花沢市防犯協会及び尾花沢警察署刑事生活安全課の方からアドバイスをいただき、設置箇所を決定したところであります。具体的には5ヵ所、常盤地区については常盤地区公民館の地内、玉野地区につきましては、国道347号線と尾花沢関山線の交差点、信号機のところ、尾崎商店さんの付近ということで、尾花沢地区については、悠美館の交差点付近、福原地区については、福原中学校の旧13号の入り口、宮沢地区については、宮沢地区公民館付近となっております。設置した防犯カメラでありますけれども、夜間でも車のナンバーが判別でき、今後の防犯や事件解決など、地域の安心安全に寄与していくものと考えております。以上です。

◎決算特別委員長（大 類 好 彦 委員）
和田委員。

◎和 田 哲 委員

地域の安心安全のために、必要なものであるなとも感じております。令和2年度の内容に関しては承知いたしました。金額なんですけれども、私が令和2年度の予算段階で説明を受けているのがですね、当初予算は205万7,000円だったと説明を受けておりますけれども、私の認識違いなのか分かりませんが、205万7,000円の予算で、実際は130万円程度ですか。こういった背景で205万円までかからなかったと言いますか、そういった理由について、あれば説明よろしくをお願いします。

◎決算特別委員長（大 類 好 彦 委員）
市民税務課長。

◎市民税務課長（菅 原 幸 雄 君）

お答えいたします。この工事、公共施設以外の設置が想定されておりましたので、支柱の設置とか、電源

の確保などに1台当たり50万円～100万円程度というふうなことで想定し、予算化しておったところです。ただ令和2年度に入りまして、東北電力の所有の電柱に共架ができるというふうなことに、可能となったということから、費用も30万円弱で設置が可能になったということで、当初最大4基ぐらいまでかなと思ったところが5基、各地区1つつ対応ができたというふうなことであります。以上です。

◎決算特別委員長（大 類 好 彦 委員）

和田委員。

◎和 田 哲 委員

ありがとうございます。予算が思っていたよりも費やす部分がなかったということで承知しました。設置している箇所が、子どもたちの通る通学路線であったり、交通量が比較的多いような道路に設置をすると。公民館も含めてですけれども、今後の防犯カメラの設置に関して、どういった箇所を想定して、防犯カメラを今後も増設していく考えがあるのかどうか。増設していくとすれば、どういった場所に必要かと考えていらっしゃるか、お尋ねしたいと思います。

◎決算特別委員長（大 類 好 彦 委員）

市民税務課長。

◎市民税務課長（菅 原 幸 雄 君）

お答えいたします。今年度につきましては3カ所。具体的に申し上げますと、新町十字路の交差点、それから上町十字路の交差点、コンビニエンスストアのところ。それから福原小学校、寺内の3カ所です。以上です。

◎決算特別委員長（大 類 好 彦 委員）

和田委員。

◎和 田 哲 委員

3カ所に設置予定ということでもあります。今年度の事業でありますので、ちょっとまだ決算とかけ離れていますけれども、やはりその、今年度の話で申し訳ないんですけれども、公共交通再編成ということで、先ほど路線バスのお話申し上げました。やはりその高校生もですね、高校生利用のバスも今は庁舎から、早朝の時間、今後今の時間帯で発車すれば、だんだん朝の夜明けも遅くなってきます。冬になれば、うす暗い時間帯も増えてくるということで、高校生の安心安全を確保するために、いろんな手立てをよろしく願いますということで、前回の一般質問等で、私の意見として述べさせていただいた背景があります。今進んでいるバス路線の待合所であったり、そういったところも必要かなと私、個人的に思っているんですけれども、

どういうふうにお考えでしょうか。よろしく願います。

◎決算特別委員長（大 類 好 彦 委員）

市民税務課長。

◎市民税務課長（菅 原 幸 雄 君）

ご質問は、今市役所の前から発車している通学線の高校生の利用も増えたというふうなことで、その待合所の件かと思います。今後冬に向けて、降雪期に入りますので、その前には何らかの形でというふうなことで、今後また検討してまいりたいと思います。以上です。

◎決算特別委員長（大 類 好 彦 委員）

和田委員。

◎和 田 哲 委員

私の意見として述べさせていただいたところでありますので、いろいろとあの危険箇所等精査していただいて、今後の防犯カメラの設置にご尽力いただければなど、よろしく願いたいと思います。

次の質問に移りたいと思います。同じく決算書の180ページ、181ページであります。こちらもこれまでと同じような内容であるんですけれども、14節、工事請負費であります。こちらも168万円を流用して工事等を修繕等を行ってきたということでもあります。168万円を流用しなければならなかった理由についてお尋ねします。

◎決算特別委員長（大 類 好 彦 委員）

こども教育課長。

◎こども教育課長（坂 木 良 一 君）

お答えいたします。昨年度、小学校のトイレの洋式化工事を行っておりますが、これについて、当初予算のほうに予算計上しておりましたが、実施計画を行ったところ、工事費に不足が生じたというふうなことがございました。そのため、財政課のほうと協議を行いまして、昨年度、新型コロナウイルス感染拡大によりまして、小学校のプール授業を行わなかったとのことから、予算について実執行となっていた教育振興費の、10款2項2目12節のプール授業及び夏季プール用指導の業務委託料を流用させていただいて、トイレ工事のほうを行ったということでございます。

◎決算特別委員長（大 類 好 彦 委員）

和田委員。

◎和 田 哲 委員

予算についてでありますけれども、確かにその流用は先日の質疑の中でも、可能な範囲で、地方自治法で可能な範囲で、できないと言ったら、まずでき

るということであります。ただその足りなくなったと。この工事請負費については足りなくなった。プール等については余ってしまった。余ってしまったというか、余ったと。足りなくなったことと、余ったこと、基本的にはまず別々なのかなと私思っています。機転をきかすという意味で、その流用して、修繕等に費やすのは、背景については承知したんですが、やはりこの公共施設、その学校施設であります。工事請負費であります。やはりこういった非常に修繕工事が多い項目となっております。私個人としては、こういったこう、公共施設の修繕等であればですね、しっかり途中、補正なら補正を組んで、現状を説明して、補修に取り組むべきだったのかなと、私は個人的に思っているんですが、なぜあの補正ではなくて流用を行ったのか、よろしくお願いします。

◎決算特別委員長（大 類 好 彦 委員）

こども教育課長。

◎こども教育課長（坂 木 良 一 君）

学校施設のほうの修繕に関しては、その都度学校のほうからいろいろご相談いただいた分については、各定例会のほうで、補正のほう計上させていただいて、対応は行っているところであります。トイレ工事につきましては、当初予算のほうにも既に予算計上されていたというふうなこともありまして、財政課のほうといろいろ協議させてもらった中で、教育振興費のほうで流用できる予算があったというようなことで、そちらのほうを流用させていただいたというふうなところでございます。以上です。

◎決算特別委員長（大 類 好 彦 委員）

和田委員。

◎和 田 哲 委員

財政課のほうと協議した上で改修を行ったと。整備工事を行ったということでもありますけれども、私の記憶の中では、やはりそういった流用を行って、こういった施設を直すんだよというような経過報告というのは、私は令和2年度の中で受けていなかったかなと、私は思っております。間違っていたら申し訳ありません。やはりこの今後の学校施設等に関しても、先ほどの路線バスと同じように、やはり老朽化が進んでいて、思わぬ不足の改修ということが、今後増加してくるのかなと思われます。可能な限りですね、その都度現状等も含めまして、やはりこの議会等のほうに説明していただけると幸いかなと私思っておりますので、今後ともよろしくお願いしたいと思います。決算書については以上になります。

次、実績報告書に移りたいと思います。実績報告書の12ページ、13ページであります。防災対策事業についてお尋ねしたいと思います。まず防災対策事業、1防災行政無線保守点検業務委託料とありますが、点検結果と、その結果に対する対応等について、どのようにお考えかよろしくお願いします。

◎決算特別委員長（大 類 好 彦 委員）

防災危機管理室長。

◎防災危機管理室長（小 埜 和 広 君）

お答えいたします。防災行政無線保守点検業務委託としましては、記載のとおり昨年度は410万3,000円を支出をさせていただいております。主に8月から9月にかけての親局、この庁舎内ですけれども、親局及び拡声子局の点検、また冬期間の巡回点検などを行っていただいております。冬期間の巡回点検については、雪下ろしなども行っています。また緊急のシステム異常などに対応しております。緊急に発生した不具合案件としましては、通信異常などの障害が昨年度は計4回報告されておりまして、こういったことに対応しております。以上です。

◎決算特別委員長（大 類 好 彦 委員）

和田委員。

◎和 田 哲 委員

通信異常ということでありました。やはりこの防災行政無線、結局あの議場とかでもですね、尾花沢市民のほうからも、聞こえる、聞こえない、さまざまそういった部分の意見もありますけれども、やはりその発信する、実際聞こえるまでには、発信するその管理システムの部分が、一番その保守的な部分でも重要視しなければいけない部分かなと思われます。市民が聞こえる、聞こえる、そういった子局の部分ではなくてですね、そういった管理システムの部分も含めて、現状と今後の管理システムの見通し等についてあればよろしくお願いします。

◎決算特別委員長（大 類 好 彦 委員）

防災危機管理室長。

◎防災危機管理室長（小 埜 和 広 君）

現状でございますが、こういった保守点検業者からの点検によって、異常がないかを点検させていただいております。また、よくあるんですけれども、現在あの朝、昼、晩に定時放送をさせていただいておりますが、あれは市民の方々に時間をお知らせするだけの目的ではなく、それが鳴らないという場合には、住民の方から、例えば今日のお昼放送ならなかったよというようなことで、ご連絡をいただき、そういった場合に

はすぐさま業者のほうに連絡をさせていただいて、点検をしていただき、不具合を確認し、修繕対応をしているところでございます。

今後についてであります、こういった機器の適正な維持管理を、今後とも継続してまいりたいと思っております。経費としましては、電気代や電波利用料、年間の維持経費につきましては、580万円ほどかかっているような状況であります、今後拡声子局のバッテリー、こういったものの消耗部品の点検も必要になってまいります。保守点検業者からは毎年度末に、点検結果報告書いただいておりますので、翌年度の保守点検方針に反映させていただきたいと思っております、よろしくお願いいたします。以上です。

◎決算特別委員長（大 類 好 彦 委員）

和田委員。

◎和 田 哲 委員

この防災行政無線、常に、常日頃行っているその放送が、その保守につながっていると。現状の確認につながっているということで承知しました。今後とも、バッテリー等も含めてですね、いろんな維持費が必要になってくるとのことだと思われま。定期的な保守であったり、非常事態の保守であったりということで、今後とも安心安全のためにですね、防災行政無線の点検よろしくお願ひしたいと思ひます。

最後になりますけれども、コロナ禍であっても、令和2年10月30日に図上訓練を行ったということであります。この訓練の内容についてですね、軽く詳細説明と、あとは今後の課題についてどのように捉えていっしゃるか、よろしくお願ひしたいと思ひます。

◎決算特別委員長（大 類 好 彦 委員）

防災危機管理室長。

◎防災危機管理室長（小 埜 和 広 君）

昨年度の災害対応図上訓練につきましては、山形盆地断層帯による大規模地震を想定しまして、発災直後における災害対策本部の初期初動力の、対応力の強化を目的としまして実証させていただきました。訓練シナリオは訓練参加者に一部は明かさない、ブラインド方式で実施をさせていただいたところでございます。この訓練の終了後に課題検討会を別日にて実施をさせていただいて、課題の洗い出しをさせていただいたところでございます。これで総括をされた内容に基づいて、今年度、災害対応の職員初動マニュアルを改訂をさせていただいたところでございます。改訂版の初動マニュアルに基づいての訓練につきましては、昨日実施をさせていただいたところでありますが、これによ

る総括もさらに進めさせていただいて、さらに初動力の強化を進めていきます。以上です。

◎決算特別委員長（大 類 好 彦 委員）

和田委員。

◎和 田 哲 委員

職員の方々を中心に、図上訓練を行うということがあります。あの私たちもこれまでの災害等で、一番こう生活に直結しているそのライフラインの部分ですね、断水であったり、過去に何度か経験ありました。今後ともですね、総合防災訓練ができなかったという実状も踏まえまして、災害協定を結んでいらっしゃる事業者さんであったりですね、消防団、そして自主防災会の会長と、今後とも防災に向けて取り組んでいただきたい、よろしくお願ひしたいと思ひます。自主防災会組織支援等もですね、コロナ禍でありますけれども、1件実施していただきたいということでもあります。今後とも安心安全のためにご尽力いただきますことをよろしくお願ひ申し上げまして、私からの質疑をさせていただきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

◎決算特別委員長（大 類 好 彦 委員）

以上で、和田哲委員の質疑を打ち切ります。

次に、菅野喜昭委員の質疑を許します。菅野喜昭委員。

◎菅 野 喜 昭 委員

おはようございます。それでは私菅野から最後の質疑をさせていただきます。どうぞよろしくお願ひをいたします。

初めに決算書の50ページ、14款1項6目、土木使用料1節住宅使用料についてでございます。この収入未済額が前年度より約100万円ほど増えていまして、約2,000万円になっておりますが、その内訳についてお願ひいたします。

◎決算特別委員長（大 類 好 彦 委員）

建設課長。

◎建設課長（齊 藤 孝 行 君）

それではお答えいたします。土木使用料の未済額の内訳というふうなことであります。令和2年度分につきましては、178万2,200円、11件になります。それ以前の、いわゆる過年度分が、1,821万3,700円と74件となっております。合わせて1,999万5,900円というふうなことで、前年比で107万2,400円増えている状況であります。以上です。

◎決算特別委員長（大 類 好 彦 委員）

菅野委員。

◎菅 野 喜 昭 委員

令和2年度分につきましては、178万円、11件ということで承りました。この未済額にはですね、現入居している方々と、既に退去、またはあの亡くなられている方なんか含まれていると思うんですけれども、そのような方には、どのように督促が処置されておりますか。

◎決算特別委員長（大 類 好 彦 委員）

建設課長。

◎建設課長（齊 藤 孝 行 君）

お答えいたします。未納者に対する措置ということでございますが、尾花沢市営住宅の使用料の滞納整理取扱要綱があります。そちらに基づきまして対応しております。具体的には入居者については月1回督促並びに催促を行っております。電話をおかけしたり、あるいは個別に訪問をしたりしながらですね、対応しております。中には少しでも納付が可能になるように、分納誓約をしていただきまして、定期的な納付の指導を行っているところであります。以上です。

◎決算特別委員長（大 類 好 彦 委員）

菅野委員。

◎菅 野 喜 昭 委員

現在入居している、滞納者への督促なんですけれども、これはあの今言われたように、電話とか訪問しているということでありますけれども、それでは既に退去しているとかですね、亡くなっている方への処置というのはどうされているか、もう一度お願いします。

◎決算特別委員長（大 類 好 彦 委員）

建設課長。

◎建設課長（齊 藤 孝 行 君）

お答えいたします。既に退去している方、いわゆる明け渡しでありますけれども、そちらのほうも先ほどの取扱要綱に基づきまして、対応しております。明け渡し者については年2回、6月と12月に督促並びに催促を行っております。中にはやはり、明け渡した本人がお亡くなりになられて、督促状も送ることができないケースがあります。そちらのほうは債権の管理する上で、1つの課題となっております。以上です。

◎決算特別委員長（大 類 好 彦 委員）

菅野委員。

◎菅 野 喜 昭 委員

分かりました。ハガキやなんかで年に2回ぐらいにしておるということでございますけれども、そのお亡くなりになったという方は、どのような感じであの把握できているのでしょうか。

◎決算特別委員長（大 類 好 彦 委員）

建設課長。

◎建設課長（齊 藤 孝 行 君）

こちらのほうについては、うちのほうでも調査して、そちらの確認のほうを行っております。以上です。

◎決算特別委員長（大 類 好 彦 委員）

菅野委員。

◎菅 野 喜 昭 委員

亡くなった方とか、あのもう既に退去されている方っておりますけれども、それにつきましては、どういうんでしょうか、いくら督促しても返ってこないということなんでしょうけれども、その辺について、検討してみる余地というのがあると思うんですけれども、いかがでしょうか。

◎決算特別委員長（大 類 好 彦 委員）

建設課長。

◎建設課長（齊 藤 孝 行 君）

検討ということでありまして、まず先ほどのように、死亡なされている方、連絡がつかない方、こちらのほうは1つ債権管理していく上で、課題と思っております。そのような形で、いろいろ過年度分のほうが大きくなっているような状況もあります。今こちらの部分については、例えば債権の管理をする上で、収納対策本部というのがあります。そちらの中で、いろいろ使用料等については、住宅の使用料だけではなくて、ほかの使用料もあります。全体のその債権管理の上での課題というものを整理しながら、その本部会議のほうで、さまざま昨年度から会議を進めて、その課題を整理していきましようというふうなことで行っております。そちらの住宅使用料も、そちらの本部会議の内容と言いますか、協議の内容にしたがって対応していきたいというふうに考えております。

◎決算特別委員長（大 類 好 彦 委員）

菅野委員。

◎菅 野 喜 昭 委員

大変失礼いたしました。私の質疑がちょっと前後したみたいで、申し訳ありません。それでは、現在入居している方の、令和2年度の未納額が先ほど約180万円ぐらいあるということでありましたけれども、これはあの未収額の約6%と少額ではあるんですけれども、これはあの11件ということでありますけれども、毎月納められずに滞納している方がいるということではないんですか。

◎決算特別委員長（大 類 好 彦 委員）

建設課長。

◎建設課長（齊 藤 孝 行 君）

委員仰るとおり、理由についてはケースバイケースであります。例えば離職ですとか、あと休職して低所得になってしましまして、口座振替のほうの不納になったりですとか、入居者本人のほうとなかなか連絡がつかないような、訪問してもつかないような場合があります、このような状況になっているということです。以上です。

◎決算特別委員長（大 類 好 彦 委員）

菅野委員。

◎菅 野 喜 昭 委員

あのいろいろ一生懸命連絡を取ろうとしている、非常に頭が下がるんですけども、やはり相手がいないかったりするとやむを得ない場合もあると思いますけれども、その時に家賃が払えなくなった場合とかですね、あと入居、市営住宅への入居申請する際ですね、なんか条件というか、そういうのはあるのでしょうか。

◎決算特別委員長（大 類 好 彦 委員）

建設課長。

◎建設課長（齊 藤 孝 行 君）

お答えいたします。市営住宅のほうに入居する際ですけれども、条件ということでもありますけれども、尾花沢市市営住宅条例の中で、家賃を3ヵ月以上滞納した時は、明け渡しを請求することができると記載されております。

◎決算特別委員長（大 類 好 彦 委員）

菅野委員。

◎菅 野 喜 昭 委員

分かりました。3ヵ月以上滞納すると退去を請求できるということなんです、そういった事例は今まで何件かあるのでしょうか。

◎決算特別委員長（大 類 好 彦 委員）

建設課長。

◎建設課長（齊 藤 孝 行 君）

お答えいたします。過去に何件か、数字まではちょっと把握しておりませんが、あったということでお聞きしております。以上です。

◎決算特別委員長（大 類 好 彦 委員）

菅野委員。

◎菅 野 喜 昭 委員

分かりました。何件かあるということなんです、現に入居している方でも、時々こう払ったり、払わなかったり、払ったり、払わなかったりということで、令和2年度以前にでも、家賃がですね、滞納しているというのもあると思いますけれど、その辺はいかがで

すか。

◎決算特別委員長（大 類 好 彦 委員）

建設課長。

◎建設課長（齊 藤 孝 行 君）

お答えいたします。当然過年度分についても、現年のほうが増えているような状況であります。同じように過年度の分も増えてきているというような状態です。以上です。

◎決算特別委員長（大 類 好 彦 委員）

菅野委員。

◎菅 野 喜 昭 委員

それではこの今、現に入居している方々ですね、督促等あると思うんですけども、その今後の処置について、どのようにお考えですか。

◎決算特別委員長（大 類 好 彦 委員）

建設課長。

◎建設課長（齊 藤 孝 行 君）

お答えいたします。先ほど言った明け渡し等条例の中に記載されているということでもありますけれども、まず今コロナ禍状況と、あとは市営住宅の主旨、低所得者の方に対しての住宅だというふうなことを考えますと、訴訟の部分については慎重に検討していく必要があるかと思います。またあの一方で、自主財源の確保と、あとは市税等の負担の公平性という部分がありますので、引き続き滞納のほうを減らすような工夫、対応をしてまいりたいというふうに考えております。以上です。

◎決算特別委員長（大 類 好 彦 委員）

菅野委員。

◎菅 野 喜 昭 委員

分かりました。この収入未済額は約2,000万円ですけれども、だんだんだんだんと100万円ぐらいつつ増えていくんじゃないかなというふうに思うんですけども、昨年、元年度からは100万円増えました。そこです、気持ちは分かるんですけども、この2,000万円をですね、減らしていかないと、常にこの2,000万円とか2,100万円が残っているという感じを受けるんですけども、その辺は、これを減らすためにですね、過年度分についてはですね、不納欠損される必要があると私は思うんですけども、どのようにお考えですか。

◎決算特別委員長（大 類 好 彦 委員）

建設課長。

◎建設課長（齊 藤 孝 行 君）

お答えいたします。不納欠損ということでもあります

けれども、住宅の使用料につきましては、市債権というような形になっておりまして、時効の期間が経過しても時効の援用がない限り消滅しない、本人の申し出がなければ成立しない状況であります。単純に不納欠損ということではできない形で、消滅をする場合には、議会の議決が必要になってきます。今言ったような債権の使用料について、先ほども若干申し上げましたけれども、債権管理のさまざまな今言ったような課題があります。ですので、そちらの状況については、市全体のほうで統一した考え方で行っていく必要があるというふうなことで、昨年7月に、尾花沢市の市税及び公共施設使用料等の徴収本部会議を開催してきております。今まで。その中では、市全体としての共通認識を上で、整理していく必要があるために、今債権管理に関するさまざまな課題について、その中で協議を行っております。住宅の使用料についても、そちらの本部会議の内容に沿った形で、さまざまなケースがありますので、そちらに沿った形で対応していきたいというふうに考えています。ただ、先ほども申し上げましたけれども、一方でやはり自主財源になっていますので、そちらの確保と、あとは市税等の負担の公平性という部分がありますので、そちらの部分も加味しながら対応していく必要があるのかなというふうに考えております。以上です。

◎決算特別委員長（大 類 好 彦 委員）

菅野委員。

◎菅 野 喜 昭 委員

いろいろ検討されているということでありますので、引き続き検討していただきたいというふうに思います。

続きまして、2問目ですが、決算書の131ページ、4款1項3目、環境衛生費18節、負担金補助及び交付金のうち、浄化槽設置整備事業補助金になります。実績報告書につきましては、40ページ、41ページになりますか。この中で、指定地区の補助金は、令和元年度に対しまして1,040万円と、約2倍になっております。一般地区の補助金につきましても、383万円7,000円と、約半分になっておりますけれども、それぞれ合計しますと100万円ぐらいいちちょっと高いんですけども、100万円ぐらいの差はあるんですが、約1,400万円となっていて、前年度とほぼ同額のような感じになっていますけれども、何かこう調整したとか、関連性はあるのでしょうか。

◎決算特別委員長（大 類 好 彦 委員）

環境エネルギー課長。

◎環境エネルギー課長（本 間 孝 一 君）

お答えいたします。一般地区及び指定地区の区域の方より申請があったということで、特に関連性とか調整しているということはありません。平成元年度につきましては一般地区で22件、指定地区で6件、そして令和2年度は一般地区で12件、指定地区で12件の申請があり、補助金のほうを交付させていただいている状況であります。

◎決算特別委員長（大 類 好 彦 委員）

菅野委員。

◎菅 野 喜 昭 委員

分かりました。金額が類似していたものですから、そのような質問、質疑させていただきました。分かりました。

続きまして、指定地区と一般地区の違いについてですね、私昨年もお尋ねしましたがけれども、指定地区は、各地区の皆さんの機運の高まりをお借りして、まとめてもらって8割以上の同意を得たところの地区。また一般地区は、その指定地区でない地区であると。そしてまた、ただしというのが入ってるんですね。指定地区で終わったところは、もう一般地区には該当にならないということで、昨年私はこのように承っております。またあの補助額の比較についてはですね、5人槽ではですね、指定地区では60万円、一般地区では約30万円、7人槽におきましては、指定地区は75万円、一般地区は135万円ということになっておりまして、指定地区のほうは約2倍に増やしながら、補助をしているというお答えでした。そのように私承っておりますけれども、このような感じで、令和2年度もこれに基づいて実施したのでしょうか。

◎決算特別委員長（大 類 好 彦 委員）

環境エネルギー課長。

◎環境エネルギー課長（本 間 孝 一 君）

菅野委員仰るとおり、浄化槽には一般地区と指定地区がございます。8割以上の合併浄化槽整備の同意があった場合につきましては指定地区として指定し、補助金も増額しているものであります。指定地区指定から5年以内に整備するということにしておりまして、平成14年度より始まったものであります。補助金の額であります。5人槽の場合、一般地区では29万1,000円、指定地区では60万円、7人槽では、一般地区では35万1,000円、指定地区では75万円となっております。令和2年度につきましても、この要項に基づいて実施したものであります。

◎決算特別委員長（大 類 好 彦 委員）

菅野委員。

◎菅 野 喜 昭 委員

分かりました。それであの、浄化槽設置補助事業なんですけれども、これにつきましては、実績報告書にもありますけれども、指定地区と同じく一般地区、それと浄化槽整備促進事業の3区分がありますけれども、浄化槽整備設置事業は、指定地区から外れた一般地区と解釈してよろしいのでしょうか。

◎決算特別委員長（大 類 好 彦 委員）

環境エネルギー課長。

◎環境エネルギー課長（本 間 孝 一 君）

浄化槽の整備促進事業につきましては、一般地区に嵩上げする県の補助となっております。その促進事業につきましては、一般地区で浄化槽申請する場合、単独浄化槽または汲み取りからの切り替えの場合になりますけれども、浄化槽整備促進事業費ということで、5人槽であれば上限16万円、そして7人槽であれば上限20万円を補助しているものでございます。

◎決算特別委員長（大 類 好 彦 委員）

菅野委員。

◎菅 野 喜 昭 委員

もう一度確認させていただきますけれども、あの先ほど、去年お尋ねしたところで、指定地区が終了した一般地区は、もう外れた地区はもうならないと、一般地区にはもう該当しないということであって、補助金は該当しないんですから、補助金は出ないというふうに判断していたんですけれども、ここのところの先ほど質問したのは、浄化槽設置整備事業、促進事業ありますけれども、これについてはあの指定地区の事業が終わった地区についても出るということでよろしいのでしょうか。

◎決算特別委員長（大 類 好 彦 委員）

環境エネルギー課長。

◎環境エネルギー課長（本 間 孝 一 君）

指定地区につきましては、5年経過したあとの補助についてはございません。整備促進事業につきましては、あくまでも一般地区の嵩上げ分ということで補助しているものでございます。

◎決算特別委員長（大 類 好 彦 委員）

菅野委員。

◎菅 野 喜 昭 委員

嵩上げ分というのがちょっと私理解できないんです。一般地区の嵩上げ分というのは、どんなことなんでしょうか。

◎決算特別委員長（大 類 好 彦 委員）

環境エネルギー課長。

◎環境エネルギー課長（本 間 孝 一 君）

嵩上げ分と言いますのは、一般地区で整備する場合、通常5人槽であれば29万1,000円となりますけれども、一般地区の方で、単独浄化槽からの切り替え、または汲み取りトイレからの切り替えで整備をする場合、この浄化槽整備促進事業というものが適用になるというものでございます。

◎決算特別委員長（大 類 好 彦 委員）

菅野委員。

◎菅 野 喜 昭 委員

単独槽からとか汲み取り槽からという嵩上げなんですけれども、いずれにしても指定地区が終了しましても、汲み取り式とか単独槽ではないと思いますけれど、汲み取りがあるもんですから、その付近はちょっと分かり兼ねるともありますけれども、そういうことになっているということでありましたら、補助金は一般地区を、指定地区を終了したものには出ないということでもよろしいわけですね。はい、かしこまりました。分かりました。

先ほども課長言われましたようですね、この制度は平成14年からスタートしてしまってますね、先ほど最長5年と、5年をかけてその地区はやるんだということで、間もなくもう20年ぐらいなところなんですけれども、これまでのですね、今年度ももう手がけていると思いますけれども、その進捗状況についてちょっと確認したいと思います。

◎決算特別委員長（大 類 好 彦 委員）

環境エネルギー課長。

◎環境エネルギー課長（本 間 孝 一 君）

指定地区に関するご質問だと思います。指定地区に関しましては、平成14年度からスタートしまして、令和2年度末現在で30地区を指定地区としております。整備件数にしますと1,135件の浄化槽整備を行っているということでございます。

◎決算特別委員長（大 類 好 彦 委員）

菅野委員。

◎菅 野 喜 昭 委員

1,135件ということで今承って、これ指定地区ということで承りまして、5,000世帯近くある尾花沢では、あとあの市内のほうは下水道とか、あと宮沢、向こうのほうは、なんて言うんですか、農村のまとまった浄化槽でありますので、だいぶ進捗は進んでいるのかなということ感じております。非常に環境衛生的にも良くなってきたのかなと、ハエも飛ばなくなりますね、ここであって1つですね、もうだいぶ増えてきたこ

とから、これからもどんどん促進させるためにですね、指定地区から外れた地区も、この一般地区と同じような補助率でしていただきたいと思うんですけども、いかがでしょうか。

◎決算特別委員長（大 類 好 彦 委員）

環境エネルギー課長。

◎環境エネルギー課長（本 間 孝 一 君）

指定地区が終わっても一般地区ということでございますが、今現在におきましては、指定地区外からの転入、または世帯分離のための新築、それから空き家等の購入など、さまざまな事情があるかと思います。そういった場合は相談させていただいて、対応したいと考えております。以上です。

◎決算特別委員長（大 類 好 彦 委員）

菅野委員。

◎菅 野 喜 昭 委員

時間もなくなりましたので、先ほど私が申し上げたことも検討に入れておいていただきたいなと思ひまして、終了いたします。ありがとうございました。

◎決算特別委員長（大 類 好 彦 委員）

以上で、会派に属さない議員の質疑を打ち切ります。

これにて、決算議案7案件に対する総括質疑を終結いたします。

次に、日程第8、分科会の設置及び付託であります。

この際、お諮りいたします。当特別委員会は、審査日程にしたがい、別紙決算特別委員会分科会付託議案一覧表のとおり分科会を設置し、これに付託の上、さらに細部にわたって審査を行いたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎決算特別委員長（大 類 好 彦 委員）

ご異議なしと認めます。よって2つの分科会を設置し、これに付託の上、審査を進めることに決しました。各分科会委員長には大変ご苦勞をおかけすることと思ひますが、分科会の運営については格別のご配慮を賜りますようお願いいたします。

なお、全委員による決算特別委員会は、各分科会の審査終了を待って、9月22日、午後1時から議場において再開いたします。なお、事務局長より分科会に関する連絡をいたさせます。

◎事務局長（横 沢 康 子 君）

ご連絡を申し上げます。ただ今分科会が設置されましたが、第1分科会につきましては、大会議室にて、第2分科会につきましては、防災研修室1にて、それぞれこのあと直ちに審査に入られるようお願いいたします。

ます。以上で連絡を終わります。

◎決算特別委員長（大 類 好 彦 委員）

本日は、これにて散会いたします。大変ご苦勞様でございました。

散 会 午前11時35分